

## 令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,980,211 千円
歳出 社会保障施策経費	30,532,024 千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	226,025	120,767
	障がい者福祉事業	4,392,508	1,524,532
	老人福祉事業	2,503,017	2,197,170
	児童福祉事業	13,054,988	4,225,711
	生活保護事業	4,987,575	1,140,221
小計		25,164,113	9,208,401
社会保険	国民年金事業	10,954	393
	国民健康保険事業	1,177,649	769,109
	介護保険事業	1,655,391	1,565,663
小計		2,843,994	2,335,165
保健衛生	保健衛生事業	319,246	90,060
	予防事業	2,039,150	675,030
	母子保健事業	165,475	146,081
	診療所事業	46	44
小計		2,523,917	911,215
合計		30,532,024	12,454,781